

## 下関市住宅リフォーム助成事業補助金\_申請書類一覧

書類の名称	備考
(1) 交付申請書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面に記名・押印をしたもの</li> <li>・鉛筆や消せるボールペンで記入をしていないもの</li> </ul>
(2) 改修に係る見積書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業ごとに内訳を記載したもの</li> <li>・市内に本社・本店がある業者又は下関市に1年以上居住している者が行うもの</li> <li>・対象となる工事の額が10万円以上（税抜）のもの</li> </ul>
(3) 結果通知用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送付先住所を記載し、切手を貼付したもの</li> </ul>
(4) 住宅等の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手書きのものでも可</li> <li>・改修箇所、施工内容が記載されたもの</li> </ul>
(5) 改修工事前の現地写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の全景、改修予定箇所全てを写したもの</li> <li>・紙面に印刷したものでも可</li> </ul>
(6) 他の補助等を受けている場合又は受ける予定である場合は、その申請書及び施工箇所等が分かる資料の写し	
(7) 他の補助等を活用する工事を併せて行う場合は、補助金及び他の補助等の交付の対象となる工事の項目ごとにそれらの種類を明記した内訳書	
(8) 確認済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増改築に伴い建築確認が必要となる場合のみ</li> </ul>
(9) 市内施工業者の資格を有することを証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人であれば登記簿謄本</li> <li>・個人事業者であれば住民票の写し（本人のみのもの、本籍・続柄不要）※<b>いずれの場合も3ヶ月以内に発行されたもの</b></li> </ul>
(10) 住宅に居住していることがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者の場合</li> <li>・住民票の写し又は運転免許証の写し（<b>表面・裏面</b>）等の<b>いずれか</b></li> <li>※<b>住民票</b>は3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
(11) 住宅の所有者がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者の場合</li> <li>・①登記事項証明書②固定資産課税台帳兼名寄帳③固定資産税納税通知書（表紙と課税明細書）の写し等。①～③の<b>いずれか</b>※証明については3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
(12) 空き家住宅の取得が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住予定者の場合</li> <li>・売買契約書の写し等</li> </ul>
(13) 提出チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての項目にチェックを入れたもの</li> </ul>

※申請後、上記書類に不備がある場合再提出の連絡をさせていただきます。募集期間内に書類が揃わなければ対象とはなりませんので、漏れがないようご注意ください。